

公売公告別紙1-1

売却区分番号	84301	入札期間	令和8年6月23日13:00～令和8年6月30日13:00	
		開札日時	令和8年6月30日 14:00	
見積価額	708,000円		公売保証金	80,000円
公売財産の表示	<p>物件1(土地の表示) 所在 高知県宿毛市平田町黒川字下沢田199番 地目 田 地積 3000㎡</p>			
	<p>物件2(土地の表示) 所在 高知県宿毛市平田町黒川字中沢田271番1 地目 田 地積 2012㎡</p>			
公売公告別紙1-2に続く				

【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。物件1と物件2は隣地ではありません。
- ②公売財産の表示は不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当組合が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在・位置(物件までの直線距離)
最寄駅は宿毛市内の土佐くろしお鉄道工業団地駅。
- ⑤行政的条件等
都市計画区域外。
高知県防災マップでは、一団の土地のほとんどが5～10m未満の洪水浸水想定区域になっています。
- ⑥交通・接近条件(物件基準の道路距離)
土佐くろしお鉄道工業団地駅 約1.0km
宿毛市役所 約12.3m
- ⑦環境条件
宿毛市平田町にある土地です。周りは同様の土地(田)に囲まれています。
- ⑧物件の現況
当該物件は土地(登記地目:田 現況地目:田)です。
- ⑨その他
・地積等は、あくまで登記簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
・水道の整備状況は不明です。詳細については宿毛市水道課にお問い合わせください。
・電気の整備状況は不明です。詳細については四国電力株式会社へお問い合わせください。
・入札には買受適格証明書の申請をお住いの農業委員会に申請していただく必要があります。

【土地の情報】

- ①地積(登記数量)
物件1:3,000㎡、物件2:2,012㎡
- ②行政的条件
都市計画区域外
- ③形状・地勢
整形地、細長い地形。
- ④利用状況(現況地目)
田
- ⑤接面街路
市道に面しています。
- ⑥隣接地の状況
詳細不明。状況については現地を確認することをお勧めいたします。
- ⑦占有状況
詳細は不明です。
- ⑧特記事項
・登記記録からは土壤汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった履歴を有する土地を含みません。
・隣接地との境界は不明です。買受人が隣地所有者と協議してください。

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
 また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。
 なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④本公売における公売保証金の納付方法は『クレジットカード納付』のみとします。
 公売保証金は参加申込期間内にクレジットカードで納付して下さい。
 ※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑤見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑥最高価申込者となるべき者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を実施します。
- ⑦落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
 すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
 ※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑧買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。
 納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
- ⑨公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑩買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。
- ⑪権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑫その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑬公売公告の内容は、幅多租税債権管理機構事務所で閲覧できます。
- ⑭公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑬の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。
- ⑮不動産公売の入札に参加される方(法人である場合にはその代表者)は、国税徴収法第99条の2の規定に基づき、暴力団員等に該当しないことの陳述書等の提出が必要となります。入札開始日の2開庁日前までに、当機構へ陳述書等(様式については、当機構ホームページよりダウンロードのこと)を提出してください。
 また、次のいずれかに該当する場合、陳述書と併せて指定許認可等を受けている事を証明する書類の写しの提出が必要です。
 ・宅地建物取引業法(平成27年法律第176号)第3条第1項の免許
 ・債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の許可
- ⑯指定した売却決定日までに警察当局から調査の回答がない場合、買受人が暴力団員等に該当しないことが明らかにならない為、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。
- ※『幅多広域市町村圏事務組合インターネット公売 ガイドライン』をよくお読みいただき、確認・同意のうえ入札に参加してください。